

指定有害動植物の見直しの概要

はじめに

農作物に被害を与えるウンカ類やハスモンヨトウ等の病害虫の中には、毎年中国大陸から飛来したり、季節の移り変わりとともに県境を越えて国内の広域に移動するなどにより、甚大な農業被害をもたらすことがある。そのような被害を防止するため、国内への飛来時期を調査し、もしくは国内における病害虫の発生状況を正確に把握し、気象条件や植物の生育状況等を分析して、その後の発生状況や被害状況を予測し、適時適切な防除を実施することが重要である。

このため、国は、植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)に基づき、農林水産大臣が定める指定有害動植物を対象として、各都道府県の協力により、その発生状況などを調査し、発生予測や防除対策に関する情報を関係機関や農業者などに提供する発生予察事業を実施している。

本稿では、今般実施した指定有害動植物の見直しについて、リスク評価の方法などを紹介する。

I 発生予察事業とは

発生予察事業は、病害虫の発生状況などについて、都道府県間の比較ができるよう、全国一律な調査実施基準の下で実施されており、平成27年度は、47都道府県で85種類の指定有害動植物を対象として、9,742地点で調査が実施されている。

都道府県病害虫防除所は、病害虫の発生状況、作物の生育状況等の調査結果を基に、気象の状況なども踏まえて、自県内の発生予察を行っており、年5～15回の予報のほか、必要に応じて注意報、警報、特殊報等を発表している。

国は、各都道府県病害虫防除所から調査結果の報告を受け、全国的な病害虫の発生の多寡を分析し、年に10回病害虫発生予報を発表している。

都道府県が発表する予報、注意報、警報および特殊報

農林水産省消費・安全局植物防疫課

は、県内の普及指導センター、農協等の関係機関の防除指導者や農業者などに届けられ、産地における適期防除に活用されている。国が発表する予報は、全国的な病害虫の発生状況を踏まえた防除対策に役立てられている。

農業者は、国および都道府県が発表する発生予察情報を参考に、自らの圃場での発生状況などを確認して、状況に応じた防除方法を選択して適期防除に努めている。

このように、発生予察事業は、全国で病害虫の発生動向を捉えた効率的な防除を行うことにより、①病害虫の被害を低減して農作物の安定生産に寄与するとともに、②農薬使用量の低減にも寄与している。

II 指定有害動植物の見直しの経緯

近年、気候変動の進行、栽培体系や防除体系の変化、病害虫の薬剤抵抗性の発達、ウイルスを媒介する害虫の多発生等の影響により、病害虫の発生状況に変化が生じ、これまで指定有害動植物に指定されていなかった病害虫による農作物の被害が問題化している。

具体的には、①同一系統の農薬を連続使用する傾向が強まり、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類等の微小害虫の薬剤抵抗性が発達したことによる野菜類の被害、②ヒメトビウンカが媒介するイネ縮葉枯病ウイルスによる水稻の枯死や不稔等の被害、③従来、四国・九州を中心に分布していたミナミアオカメムシが関東南部でも見られるようになるなど、病害虫の分布地域の拡大による水稻、大豆、野菜、果樹等の被害などが顕在化している。

このような状況を受け、平成22～26年度まで実施した「発生予察の手法検討委託事業」および平成26～27年度まで実施した「都道府県の独自基準を活用した調査実施基準の作成の取組」により、29作物90種類の調査実施基準が作成され、全国一律な手法で調査が可能な病害虫が追加された。

また、平成27年6月に実施された外部有識者による行政事業レビュー公開プロセスにおいて、指定有害動植物の見直し期間の短縮を検討するべきなどの指摘を受け、早急な対応が求められた。

このため、産地における病害虫の発生状況や農作物の被害状況に詳しい都道府県病害虫防除所等の意見を踏ま

えつつ、客観的なデータに基づくリスク評価を実施し、指定有害動植物の見直しを行うこととし、平成 28 年 4 月 1 日に植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「省令」という。）を改正した。なお、指定有害動植物の見直しは、平成 12 年 4 月 1 日以来 16 年振りとなった。

Ⅲ 指定有害動植物の考え方

法第 22 条において、発生予察事業の対象となる「指定有害動植物」について、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義されている。見直しにあたり、この定義に基づき、以下の指標を用いて指定有害動植物の考え方を整理した。

- 1 国内における分布が局地的でないもの
 - (1) 発生状況の報告がある都道府県数
 - (2) 全国の発生面積率・被害面積率
- 2 急激にまん延するもの
 - (1) 増殖度（気象条件などによる増殖速度）
 - (2) 拡散性（【害虫】長距離移動性、【病気】胞子、風雨、種子等による伝搬性）
- 3 農作物に重大な損害を与える傾向があるもの
 - (1) 加害度（減収または品質の低下を及ぼす程度）
 - (2) 防除の困難性
 - (3) 農業者および関係機関からの発生予察情報の注目度
 - (4) 国の施策上重要な農作物への被害の有無

Ⅳ 評 価 方 法

Ⅲの指定有害動植物の考え方を踏まえ、次の評価方法により新たな指定有害動植物を選抜した。

1 都道府県による評価

国内における分布が局地的でなく、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、今後、指定有害動植物とすべき病害虫について、各都道府県は、作物と病害虫の組合せで 100 種類を選定するとともに、6 項目（①発生頻度、②発生量、③発生地域、④経済的被害、⑤防除回数、⑥予察の重要度）について評価を実施（各項目 1～5 点）

2 植物防疫課による評価

- (1) 1 次選抜（指定有害動植物の候補の選定）
植物防疫課は、都道府県の報告を取りまとめ、
 - 1) 評価点の合計が、300 点以上

- 2) 各作物の上位 3 種類
- 3) 国としての重要性が高い病害虫（例：オオタバコガ、ばか苗病、キウイフルーツかいよう病、現行の指定有害動植物等）

を選抜

(2) 2 次選抜（リスク評価の実施）

(1) で選抜した病害虫について、リスク評価を実施し、新たな指定有害動植物を選抜

1 および 2 の (1)（都道府県による評価および植物防疫課による 1 次選抜）の結果、作物と病害虫の組合せで 201 種類の作物と病害虫の組合せを選抜し、指定有害動植物の候補とした。

リスク評価は、候補としたそれぞれの作物と病害虫の組合せについて実施し、Ⅲの指定有害動植物の考え方に基づき、評価 1～評価 3 の評価結果を総合的に判定して、新たな指定有害動植物として選抜することとした（図-1 および表-1）。

この結果、108 種類を新たな指定有害動植物として選抜した。

Ⅴ 指定有害動植物の見直し検討会

平成 27 年 11 月 2 日、指定有害動植物のリスク評価方法および評価結果並びにその結果に基づく見直し案について検討するため、病害虫防除の専門家や一般消費者団体等の有識者が参加する指定有害動植物の見直し検討会を開催した。

本検討会において、指定有害動植物の考え方、リスク評価方法およびリスク評価結果については、適切であると評価され、植物防疫課から提案した 108 種類について、指定有害動植物とすることは、適当であるとの全出席委員の了解を得た。

このほか、本検討会で委員から追加でリスク評価を実施すべきとの意見があった病害虫について、追加でリスク評価を実施した結果、リンゴ黒星病、イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病の 3 種を指定有害動植物に追加することとした。

Ⅵ 指 定 方 法

指定有害動植物は、原則として作物と病害虫の組合せで指定することとし、オオタバコガなどの長距離飛翔する広食性の害虫については、作物を指定せず害虫の種名（類）のみで指定することとした（表-2）。

指定有害動植物は、省令第 40 条に規定されており、平成 28 年度から新たな指定有害動植物を対象として発生予察事業を実施するため、パブリックコメントなどの

○評価1（国内の分布が局地的ではない）

1 評価基準

(1) 分布

○	発生地の報告がある都道府県が30県以上
△	〃 20県以上
×	〃 10県未満

※ 国に発生面積等を報告している都道府県の数又は発生予察を実施している都道府県の数

(2) 発生面積・被害面積

○	発生面積率10%以上又は延べ防除面積率50%以上
△	発生面積率5%以上又は延べ防除面積率20%以上
×	発生面積率5%未満かつ延べ防除面積率20%未満

2 評価1の判定

A	・○2個 ・○1個, △1個 ・○1個, ×1個	B	・△2個 ・△1個, ×1個	C	・×2個
---	--------------------------------	---	-------------------	---	------

○評価2（急激にまん延する）

1 評価基準

(1) 増殖度

気象条件等による増殖の程度（産卵数、世代数など）を評価

○	急速に増殖する
△	増殖する
×	増殖速度にほとんど影響がない

(2) 拡散性

害虫の場合は、長距離移動性を評価

病気の場合は、孢子、風雨、種子等による伝搬性を評価

○	害虫：長距離飛翔（風による移動を含む） 病気：孢子、遊走子、花粉の風による伝搬
△	害虫：短距離飛翔（数100メートル程度） 病気：孢子、遊走子、細菌の雨滴による伝搬、虫媒伝搬
×	害虫：歩行 病気：種子、土壌、線虫、機械、器具等

2 評価2の判定

A	・○2個 ・○1個, △1個 ・○1個, ×1個	B	・△2個 ・△1個, ×1個	C	・×2個
---	--------------------------------	---	-------------------	---	------

○評価3（農作物に重大な損害を与える傾向がある）

1 評価基準

(1) 加害度

農作物の重要性及び被害の様式から、減収又は品質の低下を及ぼす程度について評価

○	①、②の積が10点以上
△	①、②の積が5点以上10点未満
×	①、②の積が5点未満

①農作物の重要性

5	産出額の合計が1,500億円以上
4	〃 750億円以上
3	〃 250億円以上
2	〃 100億円以上
1	〃 100億円未満

※(4)の評価が○の場合+1点。ただし、上限を5点とする。

②被害の様式

3	継続的生産や出荷が一時的であれ不可能になる被害、あるいは、永年性作物の枯死による生産手段の喪失などの被害が報告されている（防除手段としての切り倒し、抜き取りを含む）。
2	枯死にいたる例はないが、品質低下を含む明確な被害が報告されている。
1	明確な経済的被害の報告はない。

※(2)の評価が○であり、かつ害虫は、ウイルス媒介及び薬剤抵抗性の両方が報告されている場合+1点、病害は、薬剤抵抗性（耐性）が報告されている場合+1点。ただし、3点を上限とする。

(2) 防除の困難性

ウイルス媒介性、薬剤抵抗性の発達等による防除の困難性を評価

○	・薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ3※が報告されている ・薬剤抵抗性の発達リスクが高いもの ・抵抗性を獲得した薬剤数が多いもの ・ウイルスを媒介し、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害が報告されている
△	・薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ2※が報告されている ・薬剤抵抗性の発達リスクが中のもの ・ウイルスを媒介するが、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害は報告されていない
×	上記以外

※フェーズとは、平成23年～25年に農林水産省消費・安全局植物防疫課が実施した薬剤抵抗性の発生状況調査における各都道府県での発生程度

フェーズ3:薬剤抵抗性が都道府県下で広域に発達しており、対象農薬の使用について、農家への指導を要する。

フェーズ2:薬剤抵抗性がある程度の面積規模で発達しており、必要に応じて農家への指導を実施する。

フェーズ1:薬剤抵抗性の発達が一部の場合にとどまっており、農家への指導の必要性は低い。

(3) 農業者及び関係機関の注目度

平成26年度に実施した発生予察情報に関するアンケート等の結果から評価

○	・農業者及び関係機関の両方から特に注目する病害虫として回答あり ・近年の発生・被害状況を踏まえ、極めて注目度が高い病害虫
△	農業者又は関係機関から特に注目する病害虫として回答あり
×	農業者及び関係機関の両方から回答なし

(4) 国の施策上の重要性

食料・農業・農村基本計画、果樹農業振興特別措置法、野菜生産出荷安定法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、お茶の振興に関する法律、花きの振興に関する法律等に掲げる農作物における重要性を評価

○	当該作物における重要な病害虫である
×	上記以外

2 評価3の判定

A	・(1)が○ ・(1)が△、かつ(2)、(3)のいずれか1つが○
B	上記以外

○総合評価

評価1～評価3の判定結果から総合的に判定

○	評価3がA、かつ評価1又は評価2がAであり、Cがない
×	上記以外

図-1 リスク評価方法

表-1 主な病害虫のリスク評価内容

病害虫名		斑点米 カメムシ類	ヒメトビ ウンカ	いもち病	アザミウマ類	コナジラミ類	オオタバコガ	果樹 カメムシ類	せん孔細菌病
作物名		水稲	水稲	水稲	キュウリ	トマト	ナス	カキ	モモ
作付面積（5年平均）（ha）		1,589,600	1,589,600	1,589,600	11,840	12,160	10,052	22,940	10,820
H25 農産物算出額（億円）		17,864	17,864	17,864	1,463	2,325	803	420	477
評価1 （国内の分布が局地的ではない）	（1）分布	○	○	○	○	○	×	△	×
	発生報告都道府県数	47	47	47	30	36	16	25	16
	（2）発生面積・被害面積	○	○	○	○	○	△	○	○
	発生面積	588,446 ha	752,430 ha	596,050 ha	1,306 ha	1,592 ha	450 ha	6,175 ha	3,024 ha
	防除面積 （5年平均）	1,629,252 ha	708,884 ha	3,056,888 ha	11,763 ha	27,202 ha	2,621 ha	35,424 ha	43,841 ha
	発生面積率	37.0%	47.3%	37.5%	11.0%	13.1%	4.5%	26.9%	28%
	防除面積率	102.5%	44.6%	192.3%	99.3%	223.7%	26.1%	154.4%	405.2%
評価1		A	A	A	A	A	B	A	B
評価2 （急激にまん延する）	（1）増殖度	○	○	○	○	○	○	△	○
	生態	高温で急速に増殖	高温で急速に増殖	夏季の低温、多雨、日照不足で急速に感染拡大	高温で急速に増殖	高温で急速に増殖	高温で急速に増殖	スギ・ヒノキの球果量が少なく多く飛来	低温・多雨で多発
	（2）拡散性	△	○	○	△	△	○	○	△
	生態	短距離飛翔	長距離飛翔	・分生胞子の風雨による飛散 ・種子伝染	短距離飛翔	短距離飛翔	長距離飛翔	長距離飛翔	細菌の雨滴による伝搬
	評価2	A	A	A	A	A	A	A	A
評価3 （農作物に重大な損害を与える傾向がある）	（1）加害度	○	○	○	○	○	○	○	○
	①農作物の重要性	5	5	5	5	5	5	4	4
	②被害の様式	2	3	3	3	3	3	3	3
	減収・品質低下の程度 ①×②	10	15	15	15	15	15	12	12
	（2）防除の困難性	×	○	○	○	○	○	×	×
	課題等	—	・薬剤抵抗性フェーズ3 ・ウイルス媒介	・薬剤抵抗性フェーズ3 ・薬剤抵抗性発達リスク高	・薬剤抵抗性フェーズ3 ・抵抗性がある薬剤多数 ・ウイルス媒介	・トマト黄化葉巻病を媒介 ・薬剤抵抗性フェーズ3 ・抵抗性がある薬剤多数	・抵抗性がある薬剤多数	—	—
	（3）農業者・関係機関の注目度	○	○	○	○	△	△	○	○
	アンケート結果	農業者1位 関係者2位	（ウンカ類） 農業者3位 関係機関3位	農業者2位 関係機関1位	農業者35位 関係機関32位	関係機関13位	関係機関32位	農業者20位 関係機関5位	農業者20位 関係機関46位 ※農業者・関係機関の注目が極めて高い
	（4）国の施策上の重要性	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本計画	野菜生産出荷安定法	野菜生産出荷安定法	野菜生産出荷安定法	果樹農業振興特別措置法	果樹農業振興特別措置法
	評価3	A	A	A	A	A	A	A	A
総合評価		○	○	○	○	○	○	○	○

※本表は、指定有害動植物の候補とした病害虫の一部を抜粋している。詳細については農水省 HP (http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_yosatsu/pdf/3_hyouka_kekka.pdf) を参照。

表-2 指定有害動植物の見直し結果

改正前 (H12.4.1 ~ H28.3.31)			改正後 (H28.4.1 ~)			
作物	病害虫		作物	病害虫		
作物未指定	イネミズゾウムシ		水稻	イネミズゾウムシ		
作物未指定	コブノメイガ		水稻	コブノメイガ		
作物未指定	セジロウンカ		水稻	セジロウンカ		
作物未指定	ツマグロヨコバイ		水稻	ツマグロヨコバイ		
作物未指定	トビイロウンカ		水稻	トビイロウンカ		
作物未指定	ニカメイガ		水稻	ニカメイガ		
作物未指定	斑点米カメムシ類		水稻	斑点米カメムシ類		
作物未指定	ヒメトビウンカ		水稻	ヒメトビウンカ		
水稻	いもち病		追加	水稻	フタオビコヤガ	
			追加	水稻	稲こうじ病	
				水稻	いもち病	
			追加	水稻	縞葉枯病	
			追加	水稻	ばか苗病	
			追加	水稻	もみ枯細菌病	
水稻	紋枯病		水稻	紋枯病		
麦類	赤かび病		麦類	赤かび病		
麦類	うどんこ病		麦類	うどんこ病		
大豆	アブラムシ類		大豆	アブラムシ類		
大豆	吸実性カメムシ類		大豆	吸実性カメムシ類		
いちご	アブラムシ類		追加	いちご	アザミウマ類	
				いちご	アブラムシ類	
			追加	いちご	ハダニ類	
いちご	アブラムシ類		追加	いちご	うどんこ病	
			追加	いちご	炭疽病	
		追加	いちご	灰色かび病		
いちご	灰色かび病		いちご	灰色かび病		
さといも	アブラムシ類	削除				
ほうれんそう	アブラムシ類		ほうれんそう	アブラムシ類		
キャベツ	アブラムシ類		キャベツ	アブラムシ類		
キャベツ	菌核病		キャベツ	菌核病		
キャベツ	黒腐病		キャベツ	黒腐病		
だいこん	アブラムシ類		だいこん	アブラムシ類		
はくさい	アブラムシ類		はくさい	アブラムシ類		
きゅうり	アブラムシ類		追加	きゅうり	アザミウマ類	
				きゅうり	アブラムシ類	
きゅうり	うどんこ病		追加	きゅうり	コナジラミ類	
				きゅうり	うどんこ病	
きゅうり	灰色かび病		追加	きゅうり	褐斑病	
				きゅうり	灰色かび病	
きゅうり	べと病			きゅうり	べと病	
すいか	アブラムシ類			すいか	アブラムシ類	
レタス	アブラムシ類			レタス	アブラムシ類	
レタス	菌核病			レタス	菌核病	
レタス	灰色かび病			レタス	灰色かび病	
にんじん	アブラムシ類		削除			
トマト	アブラムシ類			トマト	アブラムシ類	
トマト	疫病			追加	トマト	コナジラミ類
					トマト	疫病
					トマト	灰色かび病
なす	アブラムシ類			追加	トマト	葉かび病
				追加	なす	アザミウマ類
					なす	アブラムシ類
なす	うどんこ病			追加	なす	ハダニ類
				なす	うどんこ病	
				なす	灰色かび病	
なす	灰色かび病			なす	灰色かび病	
ばれいしょ	アブラムシ類			ばれいしょ	アブラムシ類	
ばれいしょ	疫病			ばれいしょ	疫病	
ピーマン	アブラムシ類			ピーマン	アブラムシ類	
ピーマン	うどんこ病			ピーマン	うどんこ病	
たまねぎ	アブラムシ類	追加	たまねぎ	アザミウマ類		
			たまねぎ			
たまねぎ	さび病	削除				
ねぎ	アブラムシ類	追加	たまねぎ	白色疫病		
		追加	たまねぎ	べと病		
		追加	ねぎ	アザミウマ類		
			ねぎ	アブラムシ類		
		追加	ねぎ	黒腐病		

表-2 つづき

改正前 (H12.4.1 ~ H28.3.31)			改正後 (H28.4.1 ~)		
作物	病害虫		作物	病害虫	
ねぎ	さび病		ねぎ	さび病	
おうとう	ハダニ類		ねぎ	べと病	追加
			おうとう	ハダニ類	
			おうとう	灰星病	追加
作物未指定	カキノヘタムシガ		かき	アザミウマ類	追加
かき	カメムシ類	削除	かき	カイガラムシ類	追加
かき	ハダニ類	削除	かき	カキノヘタムシガ	
かき	ハマキムシ類		かき	ハマキムシ類	追加
			かき	炭疽病	追加
かんきつ	カメムシ類	削除	かんきつ	アブラムシ類	
かんきつ	ハダニ類		かんきつ	ハダニ類	
かんきつ	ハマキムシ類	削除	かんきつ	かいよう病	
かんきつ	かいよう病		かんきつ	黒点病	
かんきつ	黒点病		かんきつ	黒点病	
かんきつ	そうか病		かんきつ	そうか病	
キウイフルーツ	カメムシ類	削除			
			追加	キウイフルーツ	かいよう病
すもも	シンクイムシ類	削除			
			追加	なし	アブラムシ類
なし	カメムシ類	削除			
なし	シンクイムシ類		なし	シンクイムシ類	
なし	ハダニ類		なし	ハダニ類	
なし	ハマキムシ類		なし	ハマキムシ類	
なし	黒星病		なし	黒星病	
なし	黒斑病		なし	黒斑病	
びわ	カメムシ類	削除			
ぶどう	ハマキムシ類	削除			
			追加	ぶどう	晩腐病
			追加	ぶどう	灰色かび病
ぶどう	べと病		ぶどう	べと病	
もも	カメムシ類	削除			
もも	シンクイムシ類		もも	シンクイムシ類	
もも	ハダニ類		もも	ハダニ類	
もも	ハマキムシ類	削除			
もも	せん孔細菌病		もも	せん孔細菌病	
りんご	シンクイムシ類		りんご	シンクイムシ類	
りんご	ハダニ類		りんご	ハダニ類	
りんご	ハマキムシ類		りんご	ハマキムシ類	
			追加	りんご	黒星病
りんご	斑点落葉病		りんご	斑点落葉病	
作物未指定	カンシャコバネナガカメムシ		さとうきび	カンシャコバネナガカメムシ	
			追加	さとうきび	メイチュウ類
			追加	茶	チャノホソガ
茶	ハダニ類		茶	ハダニ類	
茶	ハマキムシ類		茶	ハマキムシ類	
茶	炭疽病		茶	炭疽病	
			追加	てんさい	褐斑病
			追加	てんさい	西部萎黄病
			追加	きく	アザミウマ類
きく	アブラムシ類		きく	アブラムシ類	
きく	白さび病		きく	白さび病	
			追加	作物未指定	オオタバコガ
			追加	作物未指定	シロイチモジヨトウ
作物未指定	ハスモンヨトウ		作物未指定	ハスモンヨトウ	
			追加	作物未指定	ヨトウガ
作物未指定	コナガ		作物未指定	コナガ	
			追加	作物未指定	果樹カメムシ類
害虫	55	追加	41	害虫	62
病気	30	削除	15	病気	49
合計	85			合計	111

手続きを経て、平成 28 年 4 月 1 日付けで省令の一部改正を行った。

VII 今後の見直し方針

指定有害動植物については、国が責任を持ってその発生状況を把握する必要があることから、都道府県病虫害防除所と協力して調査を行い、発生予察情報などの提供を通じて適期かつ的確な防除指導を行うことにより、農作物の安定生産および品質の向上を図らなければならない。

前述の通り病虫害による農作物の被害は、気候変動の進行、栽培体系や防除体系の変化等の影響により変化す

ることから、その変化に迅速に対応するため、今後は 5 年を目途に指定有害動植物の見直しを検討することとしている。

見直しの手順およびリスク評価方法については、都道府県病虫害防除所などの担当者、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の専門家、指定有害動植物の見直し検討会の委員等、多くの方々の協力により確立し、今後の見直しについても円滑に実施できることとなった。今般の見直しに係る調査および検討にご協力いただいた多くの方々に、この場をお借りして感謝申し上げます。